

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年6月5日現在

機関番号：14501
 研究種目：挑戦的萌芽研究
 研究期間：2009～2011
 課題番号：21653003
 研究課題名（和文） 国際法理論と環境条約交渉のインターフェイス―「学者外交官」の実践
 研究課題名（英文） The Interface between International Law Theory and Environmental Treaty Negotiation: An Experience of “Professor-Diplomat”
 研究代表者
 柴田 明穂 (SHIBATA, AKIHO)
 神戸大学・大学院国際協力研究科・教授
 研究者番号：00273954

研究成果の概要（和文）：本研究は、国際法理論と環境条約交渉のインターフェイスを分析することを通じて、形成途上にある条約制度がそれを基礎づけ枠づける国際法の理論的支柱とどのように関連づけられたのかを、動的に解明することを目的として行われた。その結果、一般国際法理論たる責任(liability)概念が「学者外交官」の主張により環境条約交渉に反映されることもあったが、現場の交渉状況を反映した政治的判断により、条約解釈に関する一般国際法との整合性を排して特別法を創設する国際法の断片化現象が顕著であることが分かった。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study was to analyze the interface between the international legal theories and the environmental treaty negotiations, in order to highlight how general international law theories put the framework on and establish the foundations for the emerging treaty systems. In certain cases, for example in the field of environmental liability regimes, the general theory advocated by “professor-diplomats” was reflected in the treaty system. However, in other cases, the political considerations on the negotiating ground overwhelmed the plea for consistency with general theories of treaty interpretation and created special regimes, furthering the fragmentation of international law.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,000,000	0	1,000,000
2010年度	1,000,000	0	1,000,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,800,000	240,000	3,040,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際公法、国際環境法、環境条約、カルタヘナ議定書、賠償責任、バーゼル条約、解釈決議

1. 研究開始当初の背景

「宇宙の中の惑星。」Bruno Simma は、一般国際法を宇宙に、個別の条約制度を惑星に例えて、国際法の個別専門分野・条約制度への分裂化現象を検討し、結論としては未だに

宇宙の法則が支配していると論じた（17 *EJIL* 483 (2006)）。国連国際法委員会(ILC)「国際法の断片化(fragmentation)」に関する研究部会報告書も、国際法の断片化現象が生じつつも、条約法を中心とした一般国際法

が国際法の統一性を維持し続けているという (A/CN.4/L.702(2006))。こうした楽観論に対しては、特に環境条約レジームについてその自立性が強く主張され (Churchill and Ulfstein, “Autonomous Institutional Arrangements in Multilateral Environmental Agreements”, 94 *AJIL* 623 (2000))、具体的・実証的研究のいくつかも、環境条約レジームの自立性指向を指摘している (柴田明穂「環境条約不遵守手続の帰結と条約法」『国際法外交雑誌』107 卷 3 号(2008 年) 1 頁)。これら具体的研究を基礎とした国際法の学としての一体性の議論は、まだ始まったばかりである。

ILC も含め、これまでの国際法の分裂化現象の検討は、出来上がった条約制度を一般国際法との関係で捉え直すという手法をとっている。これは、解釈論を中心とする法律学のサガでもある。これに対して本研究は、この法律学的枠組を一部打破しつつ、解釈論的考察を深化させて、自立的制度が形成されるプロセスにおいて、どの程度国際法の一般理論が省察されているかを分析し、国際法の学としての一体性論への萌芽的貢献の一助とすることを目的とする。本研究の独創性は、分裂の原因とされる条約制度の形成過程に入り込んで、そこにおける国際法理論の機能を解明することにある。後に述べる理由から、いくつかの環境条約を題材として取り上げる。

2. 研究の目的

国際法理論と環境条約交渉のインターフェイスを分析する本研究は、交渉において国際法規則や法技術が利用されたという、外交交渉における法の役割を分析するものではない。また、国際法規範に関わる交渉論を展開するものでもない。本研究は、形成途上にある条約制度がそれを基礎づけ枠づける (はずの) 国際法の理論的支柱とどのように関連づけられて交渉されたのか (されなかったのか) を、動的に解明するものである。その意味で、形成過程に入り込んではいないものの、国際法 (理論) の適用・運用の実態把握という国際法学の枠組の中で展開される。

「国際法の一般的な概念や方法論では環境条約制度は理解できない。」これが国際法の学としての一体性の危機である。本研究は、国際法学のあり方に関わる極めて理論的・学術的な関心を背景としつつ、その契機として検討が始まっている「国際法の断片化現象」に対して、全く新しい手法においてアプローチしようとするものである。その着想の斬新性は、断片化の原因とされる自立的環境条約制度の形成過程に「入り込んで」、そこにおける国際法理論の機能を

考察する点である。ここで言う「入り込んで」とは、制度成立後に会議文書や議事録を通じてそれを解明するという従前の手法ではなく、交渉現場に実際に立って、場合によっては、自ら交渉に参画し、そこでの情報収集と意見交換を通じて制度形成の実態を解明することを意味する。なぜ従前の手法では、条約交渉における国際法理論の機能を解明できないのか。環境条約交渉は基本的に公開であり、そこで配布される文書や議事録も公開される。しかしながら、会議議事録は詳細を記述しておらず、特に、先例の意味をもちうる法律論を条約交渉国は議事録に残したくない。しかしながら、研究代表者の経験では、交渉現場では、議事録には反映されていない法律論や一般理論をめぐる議論が頻繁に交わされている。本研究は、この議事録に反映されない世界に光を当てようとするものである。

3. 研究の方法

それでは具体的にどのように交渉と理論のインターフェイスを解明するか。本研究が採用する斬新なアイデアであり、且つ、それ故にチャレンジングであるのは、交渉と理論を一体的に体現しうる「学者外交官」に着目したことである。国際法の研究者として大学等で教鞭をとりつつ、政府の委嘱により又は正式な任命により、条約交渉官として活躍する学者外交官は、特に、環境条約分野に少なくない。彼らの思考と実践を追うことにより、「外」に出る言動が「内」にある国際法理論といかに関連しているかを調査することが可能となる。ここでの挑戦は、国益を反映する対処方針に縛られる外交官としての側面と、国際法理論を熟知しておりそれを基盤に交渉しようとする学者としての側面を、場合によっては両側面の内面的な葛藤を、いかにその言動から理解するかである。この葛藤を調整した結果である外に向けた実践 (国家実行)こそが、国際法理論と自立的制度形成との相互作用であり、本研究にとって核となる情報である。政府の対処方針は知りうる余地もないし、また、研究代表者が交渉官である場合はそれを明かすことはできないが、交渉現場での発言をつぶさに追い、また、交渉官との意見交換を通じて、この葛藤の調整プロセスを見極めることは不可能ではないと考える。守秘義務に縛られない情報収集の補足的手段として、関係交渉会議に非政府組織 (NGO) として参加することも考えている。

本研究は、以下の3段階にて行われた。第1に、研究対象となる2つの環境条約交渉、すなわちバイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書の下での「責任と救済」

制度設立交渉と、有害廃棄物越境移動規制に関するバーゼル条約の下での「第17条5項解釈」決議作成交渉のこれまでの経緯を整理しつつ、そこで中核的課題となっている国際法理論の意義について検討した。第2に、上記2つの制度交渉過程において、当該制度を一般国際法から分離された特殊なものとして扱おうとする主張ないし実践と、そこにおける国際法の一般理論の役割について、交渉現場における政府代表の発言や学者外交官へのインタビューより情報を得て、調査分析した。そして第3に、交渉結果たる最終的な成果文書(条約や決議)を分析し、また上記交渉過程の情報及びその分析結果をもとにして、環境条約制度成立における国際法理論の役割についてまとめた考察を行った。幸いにも、「責任と救済」に関する条約交渉は2010年10月に、「17条5項解釈」に関する決議の交渉は2011年10月に妥結し、両題材共に、本研究期間内においてその全過程を考察することが可能となった。

本研究は、学者外交官からの情報収集及びその分析が中心となるが、研究代表者自らの経験と共に、研究協力者として、オランダ外務省法律顧問・アムステルダム教授で「カルタヘナ議定書責任と救済」制度設立交渉に参加しているルネ・レフェベール氏、及び、カナダ司法省法律顧問で「バーゼル条約第17条5項」決議交渉に参加しているアン・ダニエル氏を加え、意見交換やインタビューを行った。また、交渉会議での議事録作成、インタビュー時のメモ取りに大学院生1名を研究協力者として参画させた。

4. 研究成果

(1) 2009年度の成果

初年度の2009年度は、主に国際法上の「賠償責任liability」概念が問題となっているカルタヘナ議定書の「責任と救済」制度の設立交渉を取り上げ、第1に、そこで中核的課題となっている国際法理論の意義について予備的検討を行い、第2に、制度交渉過程において、当該制度を一般国際法から分離された特殊なものとして扱おうとする主張ないし実践と、そこにおける国際法の一般理論の役割について、交渉現場における政府代表の発言や関係者へのインタビューより情報を得て、調査分析した。

その結果、liability概念については、2005年の南極環境上の緊急事態から生じる責任附属書や、EUが2004年に採択した環境損害指令がliabilityに関する行政的アプローチと言われる新たな考え方を提示していることがわかった。また、「責任と救済」制度

の設立交渉に実際に参加し、関係者にインタビュー調査をした結果、EUが既に国内法化されている上記行政的アプローチを普遍的条約においても実現しようとしていること、他方で、多くの途上国が未だに伝統的な民事賠償責任アプローチを嗜好して交渉にあたっていることが明らかとなった。すなわち、本件環境条約交渉では、条約制度が拠って立つべき一般国際法理論について原理的な対立があり、交渉過程では、その対立を如何に政治的に妥協できるかが問題となっており、その妥協模索の帰結が「特殊な制度」成立の契機となっている可能性があることが理解できた。

(2) 2010年度の成果

2010年度は、前年度に続き、主に国際法上の「責任liability」概念が問題となっているカルタヘナ議定書の「責任と救済」制度の設立交渉及び最終的な条約としての採択過程を分析し、「liability」概念の転回過程を跡づけた。具体的には、2010年6月に開催された「責任と救済」共同議長フレンズ第3回会合、10月同第4回会合、そして名古屋で開催されたカルタヘナ議定書第5回締約国会合に、本研究代表者が国際法研究者兼日本政府交渉担当官として参加し、将に「学者外交官」として自ら国際法理論に基礎づけられた主張を展開し、それが成果物である条約にどこまで及びどのような形で反映されたかを考察した。

その結果、第1に、国際法理論上もその「限界」が指摘されていた、環境損害に対する民事責任(civil liability)アプローチをこの新条約は実質的に回避し、代わって、責任に対する新たなアプローチとして理論上も注目されていたいわゆる行政的アプローチを採用したことがわかった。第2に、他方で、環境責任に関する行政的アプローチの理論的考察が未だ不十分であることにより、「新奇」なアプローチを採用することに交渉国が慎重となり、故に、当該アプローチの国内的实施方法については大幅な裁量を締約国に認める条約制度になったことがわかった。この結果は、環境条約交渉においてもliabilityに関する国際法の一般理論の動向が顧慮されており、実効的な環境条約制度設立に果たす国際法理論の重要性を示唆する。

以上の研究成果を、一連の論文として公表することができた。

(3) 2011年度の成果

最終年度の2011年度は、前2年間の研究成果をまとめる形で、「責任と救済」に関す

る名古屋・クアラルンプール補足議定書の交渉過程を政府代表団の一員として追い、一般国際法理論たる「責任 liability」概念の役割につき検討を行った。その結果、EU 法で導入された責任に関する「行政的アプローチ」を国際版に「改訂」して、責任概念の転回を図ったことが明らかとなった。これは責任概念の断片化ではなく進化 (evolution) と位置づけられる。

2011 年度には、もう 1 つの題材である有害廃棄物に関するバーゼル条約における「条約改正発効要件条項の解釈」に関する議論を NGO として会議に出席して追い、条約解釈に関する国際法の一般理論の役割について検討を行った。その結果、国際環境法の断片化現象の実態につき課題提起的な考察を行うことができた。バーゼル条約における発効要件条項の解釈は、結果的にコンセンサスで採択され、形式的には条約法条約第 31 条 3 項(a)の諸要件を満たしうるとは言え、現場の交渉状況を反映した政治的判断にて「合意」が成立したと言える。つまり、国際法理論との整合性よりも政治判断が優先された結果としての断片化の現れであると言える。

(4) 研究成果のまとめ

「責任と救済」制度については、本研究の成果を関係専門家との共同研究として代表者編による著書としてまとめる予定である (Akiho SHIBATA ed., *The Nagoya-Kuala Lumpur Supplementary Protocol on Liability and Redress to the Cartagena Protocol on Biosafety* (forthcoming, 2012))。現在、以下の目次を予定している。

PART I: THE CONTEXT AND NEGOTIATION

Chapter 1. A New Dimension in International Environmental Liability Regimes: The Significance of the Nagoya-Kuala Lumpur Supplementary Protocol

Akiho Shibata

Chapter 2. An Overview of the Negotiating Process of the Nagoya-Kuala Lumpur Supplementary Protocol: A Perspective from the Co-Chairs

Jimena Nieto and Rene Lefebber

Chapter 3. Transparency of the Negotiation Process: A Perspective from an Observer

Duncan Currie

PART II: THE SIGNIFICANCE AND CRITIQUES

Chapter 4. “Administrative Approach” to Liability: Its Origin, Negotiation and Outcome

Alejandro Lago Candeira

Chapter 5. The Nagoya-Kuala Lumpur Supplementary Protocol: A Scientific Perspective.

Reynaldo Ariel Alvarez-Morales

Chapter 6. Civil Liability in the Nagoya-Kuala Lumpur Supplementary Protocol

Gurdial Singh

Chapter 7. One Legally-Binding Provision on Civil Liability: Why Was It So Important? A Negotiator’s Perspective

Elmo Thomas and Mahlet Teshome Kebede

Chapter 8. Trade and Biodiversity: How to Achieve Mutual Supportiveness

Rodrigo Lima

Chapter 9. The Supplementary Protocol: A Treaty Subject to Domestic Law?

Worku Damena Yifru and Kathryn Garforth

PART III: THE IMPLEMENTATION

Chapter 10. Challenges and Opportunities in the Implementation of the Supplementary Protocol: Reinterpretation and Re-imagination

Dire Tladi

Chapter 11. Implementation in the EU: Key Issues and Challenges for the Implementation of the Supplementary Protocol in the EU

Edward Brans and Dorith Dongelmans

Chapter 12. Implementation in Japan

Tadashi Ohtsuka and Eriko Futami

Chapter 13. The Industry’s Compact and Its Implication for the Supplementary Protocol

Tom Carrato, John Barkett and Phil Goldberg

PART IV: CONCLUSION

Chapter 14. The Legal Significance of the Nagoya-Kuala Lumpur Supplementary Protocol: The Result of a Paradigm Evolution

René Lefebber

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 5 件)

① Akiho SHIBATA, “International Environmental Lawmaking in the First Decade of the Twenty-First Century: The Form and Process,” *Japanese Yearbook of International Law*, Vol.54 (2012), pp.28-61, 査読なし
<http://ilajapan.org/jyil/components/current_issue.html>

② 柴田明穂 「遺伝子組換え生物等に起因する

生物多様性損害に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書の意義と課題」バイオサイエンスとインダストリー、69 巻、2011 年、228-232 頁、査読なし

<<http://www.jba.or.jp/publish/back/mokuji1103.html>>

③柴田明徳「資料 名古屋・クアラルンプール補足議定書」Law and Technology、51 巻、2011 年、40-50 頁、査読なし

<<https://www.vplab.org/lt/>>

④柴田明徳「採択目前！LMO 起因生物多様性損害に関する責任補足議定書の成立の意義と課題」Law and Technology、49 巻、2010 年、27-39 頁、査読なし

<<https://www.vplab.org/lt/>>

⑤ Akiho SHIBATA, “How to Design an International Liability Regime for Public Spaces: The Case of the Antarctic Environment,” in T. Komori & K. Wellens eds., Public Interest Rules of International Law: Towards Effective Implementation (Ashgate, 2009), pp. 347-373, 査読なし

<<http://www.ashgate.com/isbn/9780754678236>>

[その他]

ホームページ等

<<http://www2.kobe-u.ac.jp/~akihos/index.html>>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

柴田 明徳 (SHIBATA AKIHO)

神戸大学・大学院国際協力研究科・教授

研究者番号：00273954